

障害者福祉制度が 変わります

利用者の立場に立った仕組みに改正

市が、障害者ごとに福祉サービスの内容を決定してきたのが、これまでの「措置制度」です。措置制度では、サービスの利用者である障害者本人の意向が、すぐには反映されない場合もあり、多様化する障害者の要望に対応することが、困難になってきました。

そこで、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの法律が改正され、障害者が、自分の受ける福祉サービスを自主的に選択して利用できるように改められました。これが平成十五年四月から始まる「支援費制度」です。障害者がサービスを選択し、サービスの利用者としてサービスを提供する事業者・施設とが対等の関係に立ち、契約に基づきサービスを利用することになります。

この新たな制度の導入により、障害者の自己決定が尊重されるとともに、利用者本位のサービスが提供されることが期待されます。支援費制度の対象となる福祉サービスは下表の通りです。

支援費制度の対象となる福祉サービス

区分		身体障害者	知的障害者	障害児
居宅支援	ホームヘルプ	○	○	○
	デイサービス	○	○	○
	ショートステイ	○	○	○
	グループホーム		○	
施設支援	身体障害者更生施設		知的障害者更生施設	該当なし
	身体障害者療護施設		特定障害者授産施設	※障害児の施設サービスは、これまで通り措置制度が適用されます。
	特定身体障害者授産施設		知的障害者通勤寮	

新しい制度の利用方法

支援費制度の下では、サービス利用に掛かる費用を、市と利用者で負担します。市が負担する費用を「支援費」と言い、サービス利用を希望する障害者は、区役所に支援費を受けるための申請をします。

サービスの利用方法は、次のようになります。

- ① サービス利用希望者は、区役所で相談の上、支援費の支給申請をします。同時にサービス提供事業者・施設に申し込みます。
- ② 区役所では、申請者の障害の種類・程度などを勘案して支給の要否を決定します。
- ③ サービス利用希望者は、支給決定を受けた後、サービス提供事業者・施設に、交付された受給者証を提示し、契約した上で、サービスの提供を受けます。
- ④ サービス利用者は、利用者負担額などをサービス提供事業者・施設に支払います。
- ⑤ サービス提供事業者・施設は、利用者負担額を除いた金額を区役所に請求し、区役所では内容を審査した後、支援費を支払います。

支援費制度説明会を開催します

日時10月17日(木)、23日(水)午後6時～7時。
会場社会福祉総合センター（中央区大通西19 / 地下鉄西18丁目駅下車）。
対象平成15年4月以降、障害者福祉サービスを利用する方やその家族など各300人。当日直接会場へお越しください。
詳細障害福祉課 ☎211-2936

■利用申請について 居宅で障害者福祉サービスを利用している方

十月中旬ころまでに、対象となる方へ申請の案内を送付します。支援費の支給申請の受け付けは、十一月一日(金)から、区役所の保健福祉サービス課で行います。

平成十五年四月以降も、引き続き居宅支援サービスを利用するには、三月末までに支援費支給の決定を受ける必要がありますので、早めに申請手続きをしてください。

施設に入所されている方

十一月末までに、施設を通じてお知らせし、来年一月から申請を受け付けます。

お問い合わせは、区役所（18階）の保健福祉サービス課へ